

(様式 1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	児童福祉施設（児童会館）の設置許可		
根拠条例等の 名称・根拠条項	児童福祉法第 35 条、第 40 条及び第 45 条		
所管部室課名	児童部 子育て政策室		
審査基準	・ 児童福祉法第 35 条、第 40 条及び第 45 条の規定による。 ・ 児童福祉施設（児童会館）の設置許可等について、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（令和元年 7 月 31 日付厚生労働省令第 32 号）による。		
標準処理期間等	なし		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	児童部 子育て政策室	
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		
備考			
最近改正年月日	令和 4 年 4 月 1 日		